

電力広域的運営推進機関  
広域機関システムPMO業務等に関する  
支援業務委託 入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2019年2月20日

### 1. 件名

広域機関システムPMO業務等に関する支援業務委託

### 2. 目的

本機関は、広域機関システムにおいて、効率的な業務遂行及び会員その他の電気事業者の利便性の観点から既存機能の改修を進めていくことが求められており、複数のプロジェクトの適切なマネジメントが求められている。これを受け本機関では、広域機関システムの開発等において全体プロジェクトを支援するPMO(Project Management Office)の機能を充実させる目的で、このPMO業務等に関する支援業務を外部委託する。

### 3. 対象システムの概要

#### (1) 広域機関システムの概要

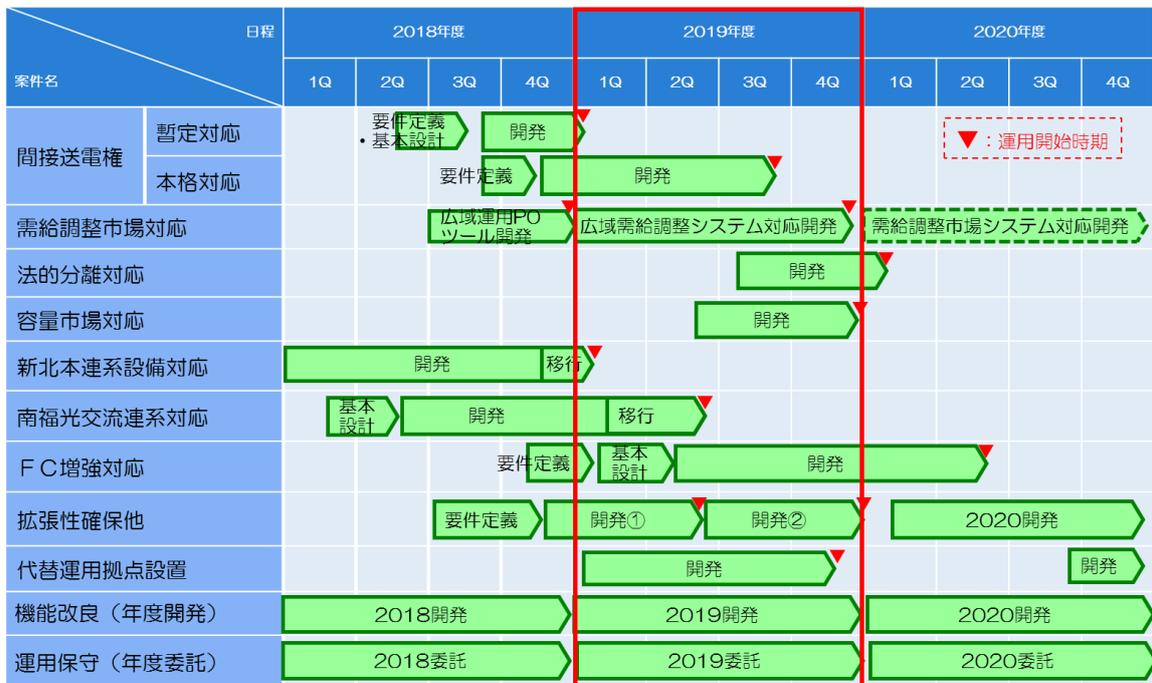
本機関が運営する広域機関システムは、発電や需要等の各種計画を会員等から電子的に受け付け、需給状況や連系線の管理等の業務を行うためのシステムであり、その概要は下記本機関 Web ページの説明資料を参照すること。

※広域機関システムに関する事業者説明会資料

[https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2015/2015\\_1028\\_koiki\\_system\\_setsumeikai\\_02.html](https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2015/2015_1028_koiki_system_setsumeikai_02.html)

#### (2) プロジェクトの概要

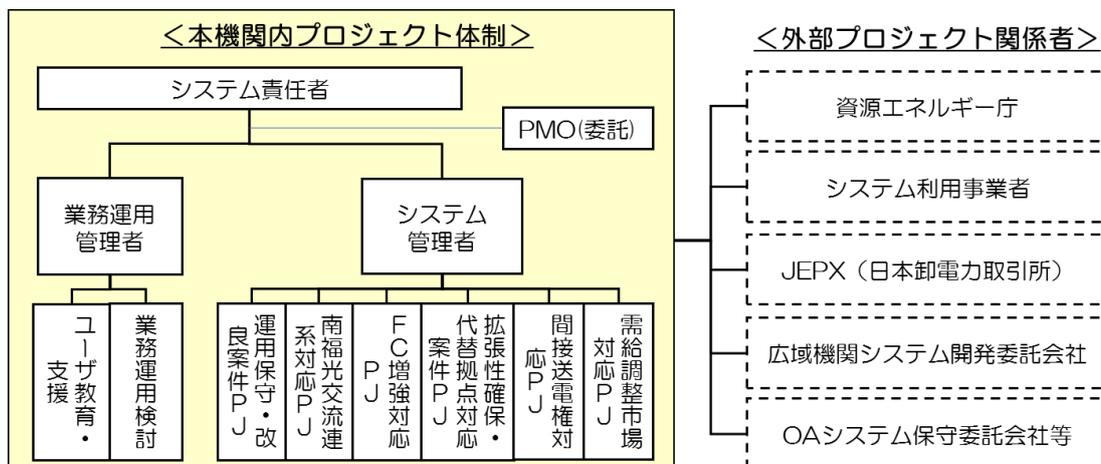
2019年度において実施を予定する広域機関システムの開発・改良プロジェクトの工程概要は下図のとおりである。これら個別プロジェクトを総称して、全体プロジェクトという。



#### (3) 開発体制

開発体制は以下の通りを予定している。受託者は、システム責任者を補佐するPMO組

織として支援業務を行うこととする。



#### 4. 委託業務

##### (1) 業務の内容

広域機関システムのシステム責任者(プロジェクト統括責任者)を支援し、以下の業務を行うこと。なお、受託者は業務の実施にあたり、実施計画書を策定し、本機関と合意した後、業務を開始すること。

##### ① プロジェクト管理支援

- a) 全体プロジェクト計画の見直し並びに実施時の工程・品質・課題・リスク管理及び調整支援

個別プロジェクトの進捗状況を把握し、全体プロジェクトの計画をまとめ、定期的(四半期毎)に見直しを行い、報告すること。また、工程・品質・課題・リスク他の状況を把握し、問題が発生している場合は、内容と改善提案についてシステム責任者に報告すること。

- b) 各個別プロジェクトから報告される工程・品質・課題・リスクの確認、改善提案

個別プロジェクトの報告から工程・品質・課題・リスク他の状況を把握するとともに、疑義がある場合は、会議体への参加もしくは担当者に直接確認すること。問題がある場合には、個別プロジェクトの責任者に改善を促すとともに、自らも改善提案すること。

- c) 全体プロジェクト会議体の運営及び個別プロジェクト会議体への参加、助言

全体プロジェクト会議の運営を支援すること。全体プロジェクト会議は1か月毎もしくは重大な問題が発生した場合は都度開催し、開催後は議事録を確定すること。また、会議においては全体状況を整理・明示し、システム責任者に全体状況を簡潔に報告するとともに、個別プロジェクトの責任者からも状況報告させること。

個別プロジェクトの会議体(運用保守含む)に参加し、計画通り進捗させるため、適宜助言すること。

d)プロジェクトの運用開始診断・評価の支援

本機関が個別プロジェクトについて運用開始診断を行う場合に、診断にあたっての基準作成及び実施の支援を行うとともに、自らも診断を行うこと。また、開発したシステムの稼働開始後に本機関がプロジェクトの完了報告(実績評価含む)を行う場合、その支援を行うこと。

② PMO機能強化支援

本機関のPMO機能を強化するために、受託者は、本機関の担当者を補佐し、以下の業務を行うこと。

- a) 本機関の規程類(情報セキュリティ対策規程、情報システム管理規程及び各種システム規約等)に基づき、不足すると考えられるプロジェクト管理に関わる基準・手順書(プロジェクト管理標準等)について提案するとともに、その整備について計画を策定すること。
- b) 当該計画に基づき、手順書等の作成の支援を行うこと。また合わせて、その実行並びに定着に向けた検討についても支援を行うこと。

③ 開発・運用保守に関する適正化検討の支援

a)プロジェクト生産性等評価の実施

本機関の実施する個別プロジェクトに関して、工程管理・費用見積等の標準化を図るため、以下の手順で生産性指標及びその評価基準等の設定及び評価(一連を包含し、「プロジェクト生産性等評価」という。)を行うこと。

- ・受託者は、受託者自身の持つ知見をもとに、プロジェクト生産性等評価に関して、最適と考えられる手法について、適用事例等を含め提案を行うこと。
- ・受託後に本機関より提示する個別プロジェクトの工程・費用等の実績を元に、受託者は提案する手法を本機関の複数の個別プロジェクトに適用・評価を実施し、本機関と協議し、当該手法について整理すること。(2019年度上期中目途)
- ・上記を踏まえ、本機関が策定する開発計画(2019年度下期策定予定)について、評価手法の適用実施の支援及び計画に対する評価・レビューを行うこと。

b)資料作成支援

本機関が主催する検討会(※)等において、本機関が策定する開発計画の審議を行う際に、上記③a)項のレビューに基づき、報告書のとりまとめを支援すること。

(※)本機関の役職員及び外部関係者等をメンバーとする会議を計画しているが、会の詳細は受託後決定次第、提示する。

(2)成果物

受託者は以下の資料を作成・提出すること。

- ・実施計画書
- ・全体プロジェクト計画書(定期見直し報告)
- ・プロジェクトの稼働開始判定評価の報告書
- ・プロジェクト管理に関する基準・手順書の策定に関する実施計画書及び報告書
- ・プロジェクトの生産性等評価に関する実施計画書及び報告書
- ・業務終了時に上記をまとめたプロジェクトを総括する報告書

### (3)業務場所等

本機関内に、執務机2席(鍵付き脇机及び外線電話含む)、パソコン及びメールアドレス2名分、作業用共用ディスク5GBを用意する。

秘密情報については、本機関外へ持ち出し(紙の搬出、メール送信、インターネットアップロード等)を禁止するとともに、本機関事務所内への本機関貸与以外のパソコンの持ち込みは、本機関の許諾を受けるものとする。その他本機関の定める情報管理規程に従うこと。

### (4)調達案件間の入札制限

相互牽制の観点から、本調達と広域機関システムの企画、設計、開発、構築、運用、保守又は支援のいずれかに関する業務(以下、「広域機関システムの開発等業務」という。)に関わる調達は、相互に入札制限の対象とする。従って、広域機関システムの開発等業務に直接的又は間接的にかかわっている事業者は参加出来ないものとする。

### (5)その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を実施すること。

経費については、東京 23 区外への出張経費は実費払いとし、詳細は別途協議する。

## 5. 業務体制及び資格要件

本業務の目的及び業務場所等の状況を理解したうえで、受託者にて最適な体制を構築するものとする。

業務を実行するにあたり、開発するシステムの新規性・複雑性を考慮し、受託者は大規模システム(ピーク時の要員数500人以上、または年間契約金額10億円以上の規模の情報システム)の開発もしくはPMO業務を行った経験があることとし、受託者が選任する者は、以下の要件を満たすものとする。

### (1)主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ各会議に参加すること。

- ・情報システムに関するプロジェクト生産性等評価に関する経験があること。
- ・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の IT スキル標準に定める PM レベル5以上

の専門性を有すること。

・また合わせて以下のいずれかの資格を取得し、かつ一定期間の実務経験があること。  
ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある。（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）

・プロジェクトマネジメント協会(PMI)が定めるプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格を取得したもの。

・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験(PM)の合格者であること。

・情報処理技術者試験のITストラテジスト試験の合格者であること。

## (2) 担当者

担当者は各会議に参加するとともに、必要な業務支援等の実施を行うこと。

・情報システムに関するプロジェクト生産性等評価の経験があること。

## 6. 業務実施上の注意事項

・作業遅延等の理由により適切な業務遂行が期待できないと広域機関が判断し、体制等に係る改善要求があった場合は、これに従うこと。

・受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たってはナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

## 7. 業務期間

2019年4月(契約締結後速やか)～2020年3月31日までを前提とする。

本業務委託の期間については、契約調整により開始時期が異なる場合があり、また、プロジェクト進捗により期間を延長する可能性があるが、本入札にあたっては上記期間を前提とした入札金額とすること。なお、上記の前提から工期が変更となった場合、業務従事者の月額単価及び工数により精算するため、受託者は前提とする期間の費用を見積もるとともに、各従事者の業務単価を提示すること。

以上